

平成十六年九月二十九日農林水産省告示第七百七十四号（ブラジル連邦共和国産トミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ 平成十六年九月二十九日農林水産省告示第七百七十四号（ブラジル連邦共和国産トミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 植物及び地域</p> <p>ケント種及びトミニアトキンス種のマンゴウの生果実であつて、<u>ブラジルのうち、ブラジル植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) <u>ブラジル植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信じる旨記載されているブラジル植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 <u>こん包及びこん包場所</u></p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) <u>各こん包又は束ねたこん包には、ブラジル植物防疫機関によ</u></p>	<p>一 植物及び地域</p> <p>トミニアトキンス種のマンゴウの生果実であつて、<u>ブラジル連邦共和国のうち、ブラジル連邦共和国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) <u>ブラジル連邦共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信じる旨記載されているブラジル連邦共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 <u>こん包及びこん包場所</u></p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) <u>各こん包又は束ねたこん包には、ブラジル連邦共和国植物防</u></p>

七  
(略)

る封印がなされていること。

七  
(略)

疫機関による封印がなされていること。